

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○鈴木委員長 次に、階猛君。

○階委員 民進党の階猛です。

まず、前回、私の質疑のときに問題となった政府参考人の取り扱いについて、委員長にお尋ねします。

前回、またその前の質問のときもそうでしたけれども、こちらから要請していないのに、政府参考人の招致をこの委員会の多数決で決めたということは衆議院規則違反だというふうな指摘を私しました。

また、改めて調べてみますと、平成十一年九月の与野党の申し合わせで、政府参考人の招致については質疑通告の時点であらかじめ要請するということ、私はそのような要請はしておりません。このルールも違反していたということであり、今後の本法案審査における政府参考人の取り扱いについてどのように考えるのか、委員長から御説明をお願いします。

○鈴木委員長 では、私の方から。

本法案は、新たな刑罰規定を設けるものであり、国民の関心が非常に高く、与野党との充実した審議と国民への詳細な情報提供が必要であると考えております。そのために、細目的または技術的事項につきましては、刑事罰則の議論や捜査、公判の実務などに精通した法務省刑事局長が詳細な答弁を行う必要性は非常に高いものと考えております。

そういったことから、四月二十一日の委員会におきまして、本案審査中の法務省刑事局長の常時出席が必要と判断をし、衆議院規則第四十五条の三にのっとり、お諮りしたものであります。

その一方で、法務省刑事局長が出席していることによりまして、質疑者の質問権を制限するという意図はありませんので、委員長としましては、答弁者の指名に当たり、質疑者の意向を尊重することといたします。

ただし、細目的または技術的事項に関する質問が繰り返し度を超すと思われる場合には、政府参考人を指名することがあり得ることを付言しておきたいと思えます。

以上です。

○階委員 今、申し合わせについて私は引用しました。これは明文でこう書かれています。政府参考人を招致する場合は、質疑通告の時点であらかじめ要請し、理事間協議を経て、委員会において議決し、委員長が招致する。あくまで、質疑通告の時点であらかじめ要請というのが前提なわけです。これには反していると思えますが、いかがで

しょうか。

○鈴木委員長 言葉上はそうかもしれませんが、内容として必要だと思つて判断しました。

○階委員 この申し合わせというのは、与野党の国会審議を活性化しようということで、平成十一年に定められた重要な取り決めだと思つていますけれども……

○鈴木委員長 十二年です。

○階委員 失礼しました、ちょっと今見てみますね。平成十二年です、平成十二年一月十八日の申し合わせ事項です。

これにはさっきのようなことが書いてありますけれども、これを委員長の一存で変えるというのは、今までどこの委員会でもなかったことであります。確かに、この法案は、国民生活にとつて重大な法案で、関心も高い。ただ、そのような法案はこれまでもたくさんあったわけでございます。なぜ、この法案に限ってそのような特別扱いをするのか、申し合わせ違反をするのか、この点について、ちゃんとわかるように説明してください。

○鈴木委員長 まず、平成十二年の申し合わせは今のとおりであります。十一年の申し合わせ事項では、政府参考人に行うよう努めるものとする、そういう項目もございます。つまり、政府参考人を活用してしっかり議論をしろというのもありまして、今回は、我々も何度も何度も政府参考人の活用をお願いいたしました。

ただ、残念ながらそうした許可といえますがありませんでしたので、政治家同士の議論が大事なことはわかりますが、それだけでは議論が深ま

らぬという判断のもとに、衆議院規則四十五条三に基づいて、委員会で諮って決定したものであります。（階委員「ちよつととめてください」と呼ぶ）

速記をとめてください。

〔速記中止〕

○鈴木委員長 速記を起こしてください。

○階委員 私もそうでしたけれども、技術的、細目的事項を伺う場合には後日政府参考人に質問しますと私も言いました、前回のときにも。また、私どもの同僚議員も政府参考人を適宜質問の答弁者に加えております。

だから、私どもは別に、必ずしも政府参考人の同席を絶対認めないという立場ではないわけです。だからこそ、私たちは、このような前例のないやり方で質疑を行うべきではないということを強く主張しました。

私は法務大臣の答弁能力が欠如していることを如実に示すことが今回の取り扱いではないかと思うんですが、大臣の答弁能力に問題があるからこのようなことになったんじゃないですか、違いますか。我々の問題ですか、どちらの問題ですか。

○鈴木委員長 それについてはお答えをしかねます。

○階委員 では、前回の私の質疑の中で問題になったのは、私のこのような質問でした。共謀罪の捜査は、実行準備行為の後に行われるのでしょうか、それとも前に行われるのでしょうか、こういう質問でした。

私は、捜査という場合に強制捜査という限定を

加えてはおりません。ですから、強制捜査、任意捜査、全てを含めて聞いているわけです。これは極めて本質的な質問であって、私は全然技術的、細目的事項ではないと。まさに国民の皆様にとつては重大な関心事であります。だからこそ、取り締まる側の刑事局長、検事出身ですよ、取り締まる側に答弁させないで、国民の代表である大臣みずから答弁すべきだと考えたわけです。

衆議院規則四十五条の三、細目的または技術的事項の私の解釈、これは間違っているということになりますか。委員長、お答えください。

○鈴木委員長 間違っております。

○階委員 間違っていないということでした。

そこで、間違っていないということであれば、私は当然、答弁に立った刑事局長に対して厳しく抗議せざるを得ません。それは正当な国会での議論だと考えます。

ところが、あるうことか、そうした抗議に対して自民党の議員から、今のはテロ準備行為ではないかというようなレッテル張りの不規則発言がありました。

これは法務大臣にお尋ねしますが、今回の法案については、いわゆる共謀罪の創設が国民の自由な言論を萎縮させ、権力に対して物言えぬ社会をもたらすのではないかと懸念、不安が国民の間に広まっているわけです。その法案を審議し、国民が注視するこの委員会の最中に、野党議員の正当な根拠に基づく抗議をテロ準備行為とレッテル張りし、権力に物を言うのが犯罪行為であるかのような空気をつくるのは極めて問題だと

思います。

大臣の認識を伺います。

○金田国務大臣 階委員の御指摘、幾つか中身があったと思います。

ある言動にテロ等準備行為とレッテルを張ることによって国民の自由な言動を萎縮させること、その可能性があるのではないかとこの法案の中身の議論としましては、申し上げます、テロ準備行為とレッテルを張るという意味が明らかではなくて、おっしゃる意味のレッテルを張るという意味が明らかではありませんし、お答えすることは適当でない、このように考える次第であります。

お尋ねの中身が……（発言する者あり）

○鈴木委員長 御静粛に願います。

○金田国務大臣 お尋ねが当委員会における審議の経過に関してのものであるならば、法務大臣としてはお答えする立場にはないので、お答えすることは差し控えてさせていただきます。

しかし、テロ準備行為とレッテルを張るという意味が明らかではなくて、お答えすることも適当ではない、このように考えております。

ただ、テロ等準備罪の、この議論の中身の議論に関しましては、レッテルを張ることによって国民の自由な言動を萎縮させる可能性があるのではないかとこのことに対しては、私どもは、そういう思いやそういうことには絶対にならない、このように考えておる次第であります。

○階委員 今も、私がこの問題を取り上げるとおさまりがつかなくなるぞみたいなの、まさに私のこの国会での発言を弾圧するような不規則発言があ

りました。そこで……（発言する者あり）

○鈴木委員長 御静粛に願います。御静粛に願います。

○階委員 そこで……（発言する者あり）議場で暴行に及んだという不規則発言が、今、宮崎委員からありました。これはどうぞ記録にとどめてください。

確かに、私は規則違反だとする抗議を、今のはテロ準備行為じゃないかと不規則発言をした土屋理事に対して詰め寄った、そのときに肩に手をかけたのは事実であります。不快な思いをさせたのであれば、おわびをします。

しかしながら、先ほど述べたとおり、野党議員の正当な理由に基づく抗議をテロ準備行為とレッテル張りし、権力に物を言うのが犯罪行為であるかのような空気をつくるのは極めて問題であります。

委員長にお願いしたい。

土屋理事の先日の不規則発言が、本法案に対する国民の懸念、不安を広め得るものであったという事に関して、土屋理事の謝罪と発言の撤回をさせていただきたいと思えます。委員長にお願いいたします。

○鈴木委員長 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○鈴木委員長 速記を起こしてください。

この件につきましては、後刻理事会で協議します。

○階委員 私は、今一番懸念しているのは、この法案ができることによって、物を言えない空気が

世の中に広まることを懸念しているわけです。

その重要な法案を審議している過程の中で、まさに物を言えないような空気をつくる発言、あるいはこの問題を取り上げたらおさまりがつかなくなるぞといった発言、私はこんな発言で萎縮するわけにはいきません。どうぞ理事会で私の行動を取り上げていただいで結構でございます。

私は……（発言する者あり）

○鈴木委員長 御静粛に願います。

○階委員 私は、正当な抗議を行いました。（発言する者あり）

○鈴木委員長 静粛に願います。

○階委員 それに対して根拠なく犯罪者呼ばわりすることは、刑法でいえば名誉毀損あるいは侮辱罪に該当し得るんです。一般社会であれば、名誉毀損された被害者は加害者を現行犯逮捕できます。その際、必要相当な範囲で有形力を行使することもできます。これはぜひ国民の皆様を知っておい

ていただきたいと思えます。

私ここで泣き寝入りすることは、言論弾圧に対する合法的な対抗手段ですら国民が行使できないという誤ったメッセージを伝えることになるから、私はあえてここで取り上げさせていただいております。

重ねて委員長にお願いいたします。土屋理事のさきの不規則発言が、本法案に対する国民の懸念不安を広め得るものであったことに関し、謝罪と発言の撤回をさせていただきたいと思えます。よろしく願います。

○鈴木委員長 本件につきましても、後刻理事会

で協議します。

○階委員 その上で、問題の質問、今回の共謀罪の捜査は実行準備行為の後に行われるのかどうかということに対して、前回、大臣が強制捜査はできないということを答弁した、その後に刑事局長が出てきたわけですけれども、先ほど言ったとおり、刑事局長は技術的、細目的事項しか答弁できないわけで、この答弁は私は聞いた覚えがありません。

そこで、大臣に改めてお尋ねします。任意捜査に限ってで結構ですが、任意捜査は今回の共謀罪においては実行準備行為の後に行われるのか、それとも前に行われるのか、明確に御答弁をお願いします。

○金田国務大臣 中身の御質問をいただきました。そこで、階議員にお答えをさせていただきます。

捜査は個別具体的な事実関係のもとで行われるものでありまして、その開始時期について一概にお答えすることは困難なのであります。そして、テロ等準備罪についても、他の犯罪の捜査と同様に、捜査機関が犯罪の嫌疑があると認めた場合に初めて捜査を開始することができるのであります。実行準備行為が行われておらず、テロ等準備罪が成立していない段階においては罪を犯したとは言えないわけでありまして、まず、テロ等準備罪を理由に強制捜査を行うことはできません。他方、実行準備行為が行われていない段階であっても、個別具体的な事実関係のもとで、犯罪の嫌疑があり、捜査の必要性があると認められる場合には、手段の相当性が認められる範囲において任意捜査

を行うことが許されるものと考えております。

以上であります。

○階委員 要するに、今の答弁は、犯罪が成立する前の段階でも任意捜査は可能であるということをお述べているわけです。これは、刑事訴訟法百八十九條二項、犯罪があると思料するときでなければ捜査機関は捜査できないという条文があります。この明文の規定に反しているではありませんか。お答えください、大臣。

○井野大臣政務官 先ほど大臣が申し上げたとおり、個別具体的な事実関係のもとであり、犯罪の嫌疑があるということであれば、当然、犯罪があると思料するという部分に該当するものだというふうには考えますので、任意捜査はできるといふふうに考えます。

○階委員 犯罪成立前でも、犯罪があると思料する場合に当たるということでよろしいんですか。

○井野大臣政務官 申しわけありません、先ほど申し上げたとおりです。

百九十八條二項の条文が、済みません、ちよつと手元になくて。（階委員「百八十九條二項です」と呼ぶ）百八十九條二項ですね、犯罪の嫌疑があるでしたか。（階委員「犯罪があると思料する」と呼ぶ）犯罪があると思料すると。そういったことでもありますので、それはすなわち犯罪の嫌疑があるというふうには考えられますので、捜査の必要性がある場合、犯罪の嫌疑がある場合には、当然、百九十八條二項に基づいて捜査することは可能である……（階委員「百八十九條二項」と呼ぶ）ごめんなさい、百八十九條二項に基づいて捜査

することができるといふふうに思います。

○階委員 私は政務官と同じく弁護士資格を一応持っていますけれども、犯罪があると思料するというのは、既に犯罪が起きているということをお前提にして、犯罪があると考えたときに捜査に着手できる、つまり、犯罪捜査というのは既に起きた犯罪を捜査するものであつて、これから起きる犯罪を捜査するものではないということでは百八十九條二項というのは設けられていると考えたわけです。

私のこの考えは反していますか。犯罪が成立する前から捜査はできるのでしょうか。お答えください。

○井野大臣政務官 捜査の実務にかかわるものがありますので、より詳細は、恐らく刑事局長等が詳しいんでしょうけれども、私の拙い経験というか、いろいろ見聞きしていく中において、例えば犯罪の嫌疑があるとすると、薬物犯罪とかのですね。なかなか密行性が高いわけでございますので、そういう中で、現実に薬物の密売、売買が行われるであろう場所において、任意捜査としてその場に赴いたり、はたまた内偵捜査という形で、犯罪の嫌疑が行われるであろう場所で内偵捜査、それは任意捜査ですけれども、こういったことを行うことは十分あるような捜査実務と捉えているんだろうと私は思います。

○階委員 あらかじめ委員長に申し上げますが、答えられない場合は私は別途参考人にはお尋ねしたいと思しますので、答えられない場合は答えなくて結構ですので、その点、政務三役には御留意

いただければと思います。

では、百八十九條二項の解釈については、きょうはこれ以上立ち入りません。やや技術的、細目の事項にかかわるかもしれませんのでここでは踏み込みませんけれども、いずれにしましても、大臣は、このテロ等準備罪なるものが実行準備行為があつて初めて成立するものだということは言われましたですよ。それは間違いありません。うなずいていただければ結構です。

そうだとすると、実行準備行為がなくても任意捜査は犯罪成立前から着手できるということをお言われたということで、それだったら、必要性、相当性とか言いますけれども、捜査される側からすると、実行準備行為前から、いつから捜査が始まっているんだろうということ、極めてこれは監視への不安が高まるわけです。

そこで、お尋ねしますけれども、今回、実行準備行為に当たるとして、対象犯罪の実行計画に基づくものでなければ、いわゆるテロ等準備罪と言われるもので処罰することはできないわけですね。ですから、実行準備行為が行われた、共謀罪が成立したといったとしても、その肝心の実行計画に基づくかどうかというところが明らかにならないと処罰はできない。

そこで、お尋ねします。実行計画に基づくものかどうかはいつどのように判断するのか、大臣にお尋ねします。事前に通告しております。大臣、どうぞ。

○金田国務大臣 ある行為が計画に基づいて行われたか否かにつきましては、捜査機関によって収

集された証拠によって認定されるべきものでありまして、個別具体的な事実関係、特に計画において合意された内容に照らして判断されるべきものと考えられますし、いつ判断するかということになりますと、これは、刑事事件の捜査、公判における手続の進捗に応じて、各段階において認定判断が行われることとなるものと考えます。

○**階委員** 極めて抽象的で漠然としておりまして、いつ捜査が開始されているか、これは任意捜査ですからね、令状もないわけですから第三者のチェックが入らない。もう捜査機関の一存でいつ捜査が開始されるかわからない。これこそまさに監視社会への不安ですよ。不安につながります。

そこで、きのう、NHKのクローズアップ現代という番組、夜十時からありました。その中で、XKEYSCOREという大量監視システムについて取り上げていました。きょう、NHKのニュースウェブからこの件について書かれたニュースサイトの写しを持ってきましたので、ごらんになつていただければと思うんですが、アメリカの国家安全保障局、NSAがXKEYSCOREというネット上の電子メールや通話記録などを収集、検索できるとされる監視システムを日本側に提供したという記述がスノーデン・ファイルの中にあるというところが、NHKのきのうの番組でも報じられておりました。

この監視システムは、グーグルという超有名な検索サイトがありますが、その機能をさらに拡張して、全世界のあらゆる人間の通信、プライバシー情報を検索できる、そういう恐るべきシステム

であります。こうした監視システムを日本側に提供したという報道があります。防衛省に来ていただいておりますが、この真偽についてお答えください。

○**小林大臣政務官** 委員御指摘の報道については承知をいたしております。

スノーデン元CIA職員が不法に持ち出したとされる出所不明の文書の内容を前提とした質問につきましては、コメントをすることは差し控えさせていただきます。

○**階委員** なぜコメントできないんでしょうか。単純な事実関係を聞いておりますけれども、答えられない、コメントできない理由をお答えください。

○**小林大臣政務官** 繰り返しになつて恐縮ですが、これも、不法に持ち出したとされます出所不明の文書の内容を前提とした質問については、コメントすることは差し控えさせていただきます。

なお、一般論といたしまして、我が国と米国は日米安保体制のもとで平素から必要な情報交換を行っておりますが、その具体的な内容につきましても、相手国たる米国との関係もありますことから、お答えを差し控えさせていただきたいと思っております。

○**階委員** では、ここでは、XKEYSCOREなる大量監視システム、この提供を受けていないということも言えないということですか。否定もできないということですか。

○**小林大臣政務官** 再度繰り返しになつて恐縮ですけれども、出所不明の文書の内容を前提とした

質問につきましては、コメントすることは差し控えさせていただきます。

なお、情報業務の具体的な内容につきましては、将来の効果的な情報活動の支障となるおそれがあることから、お答えを差し控えさせていただきます。

いずれにしても、防衛省の情報収集活動は法令を遵守して適正に行われており、通信の秘密などを侵しているものではありません。

○**階委員** そこで、今問題になつている共謀罪に、今後もしこれが制定されることになつて、任意捜査も捜査機関の一存で早い段階から始められるという可能性もあるようですから、XKEYSCOREというのが用いられる危険性があるのではないかとこのふうにも思います。

改めて大臣に聞きますけれども、こうしたシステムをもし使うとすれば、憲法で保障された通信の秘密を害するものであります。XKEYSCOREに限りませんけれども、そういった通信の秘密を侵害する任意捜査の手法は、共謀罪を含めて犯罪一般の捜査に用いられることはないというふうに理解してよろしいですか、法務大臣。

○**盛山副大臣** 以前の委員会でもお答えしたかと思いますが、今、今回のテロ等準備罪の法案というものは、刑法における刑罰の実体法を決めるものであります。

今やりとりをしております手続、これは刑事訴訟法の手続になりますけれども、この手続について、今回のテロ等準備罪の法案で何らか変更を加えようというものは全くありません。そこをま

ず御理解をぜひ賜りたいと思います。

その上で、今の委員の御質問でございませうけれども、委員が御指摘のとおり、通信の秘密というのは憲法に定める重要な権利であります。これを制約する捜査は一般に強制捜査であると解されるところでございまして、これを任意の処分として犯罪一般の捜査に用いることはありません。

○階委員 キのうちの番組でも報じられていたけれども、アメリカではテロ対策と称してこのXKEYSCOREシステムというのが導入されたわけですけども、どんな監視対象が広がって一般国民のプライバシーものぞき見る、こういったこともあったわけですね。だから、私はそういうことは日本で決して起きてはならないというふうに考えております。

大臣に改めてお尋ねしますけれども、今後、仮に共謀罪が施行されるようなことがあったとしても、通信の秘密を侵害するような任意捜査の手法は絶対に用いられないということを宣言、断言してもらえますでしょうか。

○金田国務大臣 お答えをいたします。

先ほど副大臣からも答弁申し上げましたが、通信の秘密は憲法に定める重要な権利であります。これを制約する捜査は一般には強制捜査であると解されますが、その任意の処分として犯罪一般の捜査に用いることはない、このように申し上げます。

○階委員 それでは、次に、通信傍受のことも確認しておきますけれども、今回のいわゆる共謀罪、政府が言うところのテロ等準備罪の対象犯罪の中

には通信傍受の対象となるものも多数含まれております。こうした犯罪の共謀があったかどうかの有無を確認するために通信傍受ができるように法文上は読み込めるわけでございますけれども、こうしたことはあり得ないのかどうか、大臣、お願いいたします。

○盛山副大臣 今、階委員のお問い合わせでございますけれども、法文上明らかかということにつきましては、私どもとしては何も追加することはないということでは明らかかと思いますが、通信傍受法による通信傍受は、通信傍受法の別表に掲げられた対象犯罪について、同法が定める厳格な要件を満たした場合に限って、裁判官が発する傍受令状により傍受することが許されるものでございます。

テロ等準備罪は通信傍受の対象犯罪ではなく、テロ等準備罪をその対象犯罪に追加する法改正を行うことも予定しておりません。したがって、テロ等準備罪を対象犯罪として通信傍受を行うことはできません。

○階委員 通信傍受法第三条第一項第三号の解釈として、死刑または無期もしくは長期二年以上の懲役もしくは禁錮に当たる罪が別表第一または別表第二に掲げる罪と一体のものとしてその実行に必要な準備のために犯されるということであれば、今回のいわゆる共謀罪は長期二年以上ですから、一体のものとして実行に必要な準備のためにまさに犯されるものであるというふうにも考えられます。

そこで、私は、現行の通信傍受法のもとでも共

謀罪の傍受ができるのではないかという問題意識を持っております。この件についてもまた、細部にわたるようであれば政府参考人に聞いてもいいんですけれども、もしお答えになれることがあればお答えください。振るのであればいいです。ないですね、答えはないですね。では、これは改めてお尋ねします。

そこで、次の質問に移らせていただきます。今回、共謀の当事者間の話し合ったことが犯罪成立の大きな要件になってくるわけですね。

いわゆる共謀行為の当事者が二人いたとしましょう。AさんとBさんで対象犯罪の共謀をしたとしましょう。そのうちの一方が共謀を認めている、他方が共謀を否認している、他に客観的な証拠、物的証拠はなくて、唯一の証言がAさん、Bさんのうちの一方の証言だったということであるならば、一人は否認している、一人は共謀があったと言っているということだけでもって共謀の事実があったというふうには認定できるのかどうか、大臣にお尋ねします。大臣、重要なことですよ、これは。

○井野大臣政務官 先生が御指摘の点は、まさに刑事裁判実務にかかわるものでございますので、私の方から先に答弁させていただきますけれども、判例によりますと、共犯者の自白は、本人との関係においては、被害者や目撃者の供述とその本質を異にするものではないという確定判例がございますので、否認している本人の有罪認定の証拠として用いることは当然可能でございます。

もっとも、刑事裁判では、研修時代の一番最初

に学ぶことかと思えますけれども、共犯者の自白については、刑事裁判の実務上、巻き込みの危険が大変あるということが広く認識されておりまして、弁護人らによる厳しい反対尋問を経た上で、その上でさらに客観的な裏づけ証拠の有無などといったものが通常の刑事裁判実務では検討されておりますので、そういった共犯者供述の信用性については十分な吟味、検討が行われて有罪の認定証拠にされるのではないかなというふうにご考えております。

○階委員 法律家でない大臣にも国民の常識に沿った答弁をお願いしたいと思っておりますが、一方がやったと言っているわけですね、他方はぬれぎぬだ、やっていないと言うわけですよ。これって、安倍総理の夫人が百万円を渡したと籠池理事長に言われている、ところが、そんなことは事実無根だということを安倍総理の側は言っている。その際に、悪魔の証明だということを言っています。やってもいないことを証明するのは悪魔の証明で、無理なんだということを言っていました。今の井野政務官の答弁によりますと、この共謀罪の共謀を認定する際は、一方がやったと言え、一方がやっていなくても、やったという事実が認定される可能性があるということです。だから、これは極めて冤罪の可能性が高いと考えますけれども、大臣、こういう認定の仕方では本当にいいのでしょうか。法律家ではない立場からの大臣の答弁をお願いします。

○金田国務大臣 テロ等準備罪の立証につきましても、他の多くのひそかに行われる罪の場合と同

様の方法で、刑事訴訟法の規定に従って必要な立証を適切に行うこととなるものと考えております。共犯者の供述に頼らなければ立証できないとは考えておりません。

その上で、刑事裁判の実務においていわゆる引張り込みの危険があることが広く認識されている共犯者の供述については、弁護人らによる厳しい反対尋問を経た上で、裏づけ証拠の有無あるいは範囲といったものも含めて、裁判所における信用性に関する慎重かつ十分な検討を尽くした上で初めて有罪の証拠とされるものと申し上げます。

このような点については捜査においても当然に前提とされておりまして、捜査に当たりましては客観証拠や供述の裏づけ証拠の収集が当然重視されるものと考えられまして、御指摘のような懸念は当たらないものと考えます。

○階委員 つまり、監視体制を強化するということを言っているわけですか。供述に頼らないで、先ほどのXKEYSCOREあるいはそれに類するような監視システムで客観証拠を集めるということを行っているわけですか。大臣、確認させていただきます。

○金田国務大臣 先ほども申し上げましたが、いわゆる引張り込みの危険があることが広く刑事裁判の実務において認識されている共犯者供述については、弁護人らによる厳しい反対尋問を経た上で、裏づけ証拠の有無、範囲などを含めて、裁判所における信用性に関する慎重かつ十分な検討を尽くした上で対応していく、こういうことにな

ります。

○階委員 引張り込みの危険ということを再三言われています。共犯者の一人が自分の罪を軽くしようと思つて相手方を罪に陥れるようなことを言う、これを引張り込みの危険というわけですが、これも、この引張り込みの危険を構造的に高めるような条文のたてつけになっていますね。

今回の法案の六条の二第一項本文ただし書き、「ただし、実行に着手する前に自首した者は、その刑を減軽し、又は免除する。」ということ、やってもなくてもやったという人、やりましたという人は刑を減免されるという規定を設けています。構造的に引張り込みの危険が増す、冤罪の危険が増すと言っているのではないのでしょうか。大臣、いかがでしょうか。

○金田国務大臣 テロ等準備罪の捜査、公判活動についても、ほかの犯罪と同様に、刑事訴訟法に基づいて適正に行われるものと考えております。刑事裁判の実務において一般に巻き込みの危険があるということは申し上げたとおりでありまして、指摘されていることでもございますが、そのように認識されておりますので、弁護人らによる厳しい反対尋問を経た上で、客観的な裏づけ証拠があるかどうか、範囲がどうかといったような点を含めて、裁判所においてその信用性について慎重かつ十分に吟味、検討が行われて初めて有罪の証拠とされるものであります。

この点はテロ等準備罪についても同様でありまして、御指摘は当たらない、このように考えております。

○**階委員** 準備行為がなされる前から任意捜査はできると。そして、多分、その任意捜査の焦点は、共謀があつたかどうかを認定するための証拠集めということになろうかと思えます。

その場合に、任意捜査に名をかりた監視の手法がふえるだろうと考えます。また、監視がされていない場合は共謀に参加した当事者の供述に頼らざるを得ないわけでありまして、大臣も言っているように引つ張り込みの危険がもとよりある中で、今回の法案はそれを増すような自首減免規定がある。

さらに言えば、昨年、刑事訴訟法が改正されまして、刑事裁判で証人が自分が刑事責任を負うような不利な証言をしたとしても刑事的な責任を負わないという刑事免責の手続も、来年の夏ぐらいから導入されることになっているわけです。

刑事免責と先ほどの自首減免、こういったものが相まって、私は、もしこの共謀罪というものが導入されたならば、共謀の認定のためにどんどんどんどんこうした引つ張り込みの危険というのがふえていく、冤罪の危険がふえていくと考えますけれども、大臣、そうじゃないですか。

○**金田国務大臣** 先ほどから申し上げましたが、テロ等準備罪の捜査、公判活動につきましても、ほかの犯罪と同様に刑事訴訟法に基づいて適正に行われるものでありますし、また、裁判所においてはその慎重かつ十分な吟味、検討が行われて初めて証拠とされるといふことも申し上げました。

それから、このテロ等準備罪、非常に厳格な要件として三つ設けております。それを踏まえて嫌

疑があるかどうかから始まるわけでありますから、そういうことを全て御理解いただければ理解していただけるものと思えます。

○**階委員** 理解できません。

また後日質問します。以上です。

○**鈴木委員長** 階君の質疑の冒頭で平成十二年の申し合わせと参考人招致の決議についてお尋ねがありましたので改めてお答えしますが、平成十二年の申し合わせは、衆議院規則四十五条の三に基づいて委員会が政府参考人を招致することを妨げるものではないということを理解することを申し上げておきます。